

「平成22年7月15日大雨災害」により被災された世帯  
への生活福祉資金の貸付について

●災害によって被害を受けた低所得世帯等に対する貸付として生活福祉資金があります。貸付の対象は災害を受けたことによる臨時に必要な経費として150万円以内、居住している住宅の補修等に係る経費として250万円以内の貸付が御利用いただけます。貸付の要件等、詳しくはお住まいの地域の民生委員か市・町社会福祉協議会までお問合せください。

資金種類等		貸付対象	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子
福祉資金	・災害を受けたことにより臨時に必要な経費	・家屋や家財道具(建具・家具・畳・寝具・衣類等)の修理や購入費	150万円以内	貸付の日から6月以内	7年以内	1.5% (保証人を立てる場合は無利子)  ※1
	・住宅の補修等に必要となる経費	・住宅敷地内の土砂崩れ、石垣の崩れ等の補修、補強、擁壁設置に要する費用 ・土砂崩れ、崖崩れ等による堆積土砂等の排除、敷地の整備等に要する費用	250万円以内			

※1 貸付利子は県から補給されますので無利子となります。(要り災証明書)  
(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、特に必要があると認められるときのみ貸付対象となります)

●災害によって被害を受けた民間社会福祉事業を営む社会福祉法人に対して社会福祉安定資金貸付制度の災害復旧資金があります。

詳しくは、山口県社会福祉協議会までお問合せください。

(総務企画部資金班 083-924-2813)

資金種類	貸付限度額	償還期限	貸付利子
災害復旧資金	1,000万円以内	10年以内	3.6% ※2

※2 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付中、社会福祉事業施設貸付利率3.6%を下回る場合は、当該利率に連動されます。(7月14日現在1.4%)  
(最新の利率は独立行政法人福祉医療機構のホームページ <http://www.wam.go.jp> から確認できます)